

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：令和6年7月4日（令和6年（行情）諮問第789号）

答申日：令和8年10月9日（令和8年度（行情）答申第635号）

事件名：特定個人の死亡に関する、出生時から義務教育中のこと等を調査した
文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月22日付け6文科初第461号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

新聞等にも年間ごとの集計等が詳細に公に掲載されてきており、十分に把握しており、保存しているのは、顕著である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、本件対象文書である。

本件対象文書に関して、文部科学省において、作成・取得しておらず、保有していないため不開示とした（原処分）ところ、審査請求人から、不開示の処分は不当であり、原処分を取り消すべきとして審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

審査請求人は「新聞等においても年間ごとの集計等が詳細に公に掲載されてきており、十分に把握しており、保存しているのは、顕著である」と述べているが、審査請求書に記載の新聞名が不鮮明であり判別することができない。また、「年間ごとの集計等が詳細に公に掲載されてきており」とあるが、「集計等」が指し示すものも特定できない。「公に掲載されてきており」についても、いつ、どこに掲載されているのか不明であり、特

定できない。本件対象文書を作成・取得していないため不開示とした原処分に対する審査請求を行うのであれば、存在する根拠を示されたい。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、本件対象文書を作成・取得していないため不開示としたところであり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年7月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和8年8月27日 審議
- ④ 同年10月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書を保有していないことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件開示請求は、特定個人が特定原因により死亡したとされていることに関し、本件対象文書の開示を求めるものであり、原処分時点において、既に特定個人の氏名を含めて報道がなされていたことから、本件対象文書につき、存否応答拒否ではなく、不開示決定をしたものである。

特定個人が特定原因により死亡したとされているが、当該特定原因については、原処分時点ではこども家庭庁が所管しており、文部科学省において当該特定個人の死亡に関する調査をしていない上、個別の事案について、法律上、文部科学省への報告義務があるものではない。そのため、文部科学省において当該特定個人の死亡に関する調査に係る行政文書を作成・取得していない。

念のため、開示請求を受けて執務室、書庫及び共有フォルダを探索したが、本件対象文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であ

る。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 市木政昭、委員 石川千晶、委員 大江裕幸

別紙（本件対象文書）

特定個人の死亡に関する、出生時からの児童相談所等、小学校、中学校の義務教育中のこと等全てを調査した、書面。